

[検討事項] □市民等の参加による意見交換会開催

1. 考え方について

議会は、市民との連携を推進し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民参加や市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならない。

そのため、議会は、市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設ける。

2. 福島市議会の状況

未実施

3. 参考条文、参考事例等

○伊賀市 第 6 条（市民参加及び市民との連携）

議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【解説】議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方途を定めている。

○上越市 第 8 条（市民参加及び協働）

1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

【解説】本条は、議会への市民参画や意見を反映させる機会について定めたものである。第 1 項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、意見交換や意見聴取の場を設けるなど、市民参画の機会を確保するとともに、公共的課題を解決するため、市民との協働を推進することを定めたものである。

○多摩市 第 5 条（情報共有と市民意見の把握）※再掲

議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

(1) 議会報告会及び意見交換会の実施 (2) パブリックコメントの実施 (3) アンケート調査等の実施

【解説】「意見交換会」は委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）が必要に応じて、具体的課題について、市民から意見を聴取する。